

「生駒市行政改革推進委員会」の会議公開の取扱い(案)

1 会議公開について

- ① 会議(全体会、部会)は公開を原則とする。
- ② 会議の日程を、開催日の1週間前を目処に市のホームページで公表する。

2 傍聴について

- ① 傍聴は原則として許可する。
- ② 傍聴の定員は会場の都合等を考慮して行う。(会場の大きさにより5~10名程度)
- ③ 傍聴希望者が定員を超えたときは、先着順とする。
- ④ 傍聴の受付は、会議開催時刻の30分前からとし、受付を開始した時点で傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定する。
- ⑤ 傍聴者に会議資料を配布する。
- ⑥ 許可なく傍聴者からの発言は認めない。
- ⑦ 許可なく傍聴者の写真撮影、録画、録音等を認めない。

3 会議資料等の公表

- ① 公表する資料
 - ・ 委員名簿
 - ・ 会議で配布した資料
 - ・ 会議録
 - 作成にあたっては、各委員の確認を得ることとする。
- ② 公表する時期
会議終了後できるだけ速やかに作成し、公表する。
- ③ 公表の方法
市ホームページに公表する。